

東和銀行は将来に向けた資産形成を応援します!

ジュニアNISA

未成年者少額投資非課税制度

口座開設キャンペーン

期間 平成28年1月4日(月)～6月30日(木)

キャンペーン概要

期間中、ジュニアNISAの口座開設を申込み、
8月31日までに口座開設が完了したお客様に

もれなく**2,000円の現金をプレゼント!**

キャンペーンの対象外となる場合

- ・キャンペーン期間内にジュニアNISA口座の開設お申込みに必要な書類のすべてを当行にご提出いただけなかった場合
- ・平成28年8月31日までにジュニアNISA口座開設手続きが完了しなかった場合
(税務署の審査が完了しなかった場合や他の金融機関等に重複して手続きをしていた場合等)
- ・プレゼント入金時点で口座名義(未成年者)の方の普通預金口座を解約されている場合

ジュニアNISAのイメージ



ふれあいバンク

TOWA 東和銀行

商号:株式会社 東和銀行
登録金融機関:関東財務局長(登金)第60号
加入協会:日本証券業協会

お問い合わせ先:東和ダイレクトサービスセンター
電話番号:フリーダイヤル 0120-469-108
(受付時間9:00～17:00/銀行休業日を除く)

ジュニアNISAのポイント

- ポイント①** お子さま・お孫さまの将来に向けた**資産運用のための制度**です。
- ポイント②** 日本に住む**0歳～19歳の未成年者さま**(口座開設年の1月1日時点)が**対象**です。
(親権者さま等が代理で資産運用を行うことができます)
- ポイント③** 公募株式投資信託等の**配当所得、譲渡所得が非課税**になります。
- ポイント④** 投資上限額は、**毎年80万円**(5年間で最大400万円)です。
- ポイント⑤** 非課税期間はNISAと同じ、**投資した年から5年間で**
投資可能期間は平成28年4月から平成35年までの8年間です。
- ポイント⑥** 20歳以降は**自動的にNISA口座が開設**されます。

ジュニアNISA口座開設4つのステップ



ジュニアNISAに関するご留意事項

- ジュニアNISA口座は口座開設者が18歳(注1)になるまで、原則としてジュニアNISA口座(指定預金口座)から払出しすることは出来ません。ジュニアNISA口座から払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。(注2)
(注1)3月31日時点で18歳である年の1月1日以降(例:高校3年生の1月以降)
(注2)災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能(この時もジュニアNISA口座を廃止することになります。)
- ジュニアNISA口座は、全金融機関を通じて、1人1口座のみの開設となります。
- ジュニアNISA口座開設後は、金融機関の変更ができません。(口座廃止後の再開は他の金融機関でも可能です。)
- ジュニアNISA口座において投資できる金融商品は、当行で取扱う公募株式投資信託が対象商品になります。
- 収益(売却益・配当等)が発生しても非課税となりますが、損失が発生してもその損失はないものとみなされます。(損益通算や損失の繰越控除はできません。)
- ジュニアNISA口座は非課税投資枠(年間80万円まで)が設定されており、売却した場合、非課税投資枠の再利用はできず非課税投資枠の残額を翌年以降へ繰り越すこともできません。また、ジュニアNISA口座内の預かり分から発生した収益分配金を再投資する場合も非課税枠を利用していることとなります。
- 投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は従来より非課税であり、ジュニアNISA口座での制度上のメリットは享受できません。
- ジュニアNISA口座へのご入金は、口座開設者ご本人さまのご資産のみとなります。口座開設者ご本人さまのご資産以外の資金により、投資が行われた場合には所得税・贈与税等の課税上の問題が発生する場合があります。

投資信託に関するご留意事項

- 投資信託は、預金ではなく、また預金保険の対象ではありません。
- 東和銀行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、金融機関の預金・定期積金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資信託は、投資信託委託会社が設定・運用を行っているもので、東和銀行では申込みの取扱いを行なっています。
- 投資信託は、株式、債券、不動産投資信託(リート)など有価証券に投資しますので、ファンドに組入れられた株式、債券、不動産投資信託(リート)などの値動き、為替相場の変動(外国証券に投資している場合)、発行者の信用状況の変化等により、基準価額は変動します。従って、ご購入時の価額を下回ることがあります。これに伴うリスクは、ご購入されたお客様が負うこととなります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入されたお客様に帰属します。
- 投資信託には、購入時に直接ご負担いただくお申込手数料(お申込総金額に応じ、申込金額(申込口数×申込価額)に対して最大3.24%(税込))や、換金時に直接ご負担いただく換金手数料(最大1万円につき108円(税込))、信託財産留保額(基準価額に対して最大0.5%)が必要となるものがあります。また、投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく信託報酬(信託財産の純資産総額に対して最大年2.747%程度(税込))や監査費用、売買委託手数料、保管費用等のその他費用が信託財産の中から支払われます。なお、当該費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
- 一部の投資信託には、中途換金できないものや換金可能日時があらかじめ制限されているものなどがあります。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託をご購入すること、あるいはご購入しないことが東和銀行との融資取引等他の取引に影響を与えることはありません。
- お申込みにあたっては、最新の「投資信託説明書(交付目録見書)」(目録見書補完書面を含む)を東和銀行本支店等にご請求の上、必ず内容をご確認いただき、ご自身でご判断ください。